

関東地方整備局の工事事故 安全対策の取り組み

国土交通省関東地方整備局企画部技術調査課長

いのうえ りゅうじ
井上 隆司

1. はじめに

わが国の建設工事における建設労働災害は、図－1のとおり、平成8年までは死亡者が年間1,000人を超える状態で推移しており、その後、減少傾向に転じ、平成12年においては601名となるまで減少しているが、全産業に占める割合は約35.8%と高く、なお一層の安全対策の推進が望まれているところである。

関東地方整備局においては、従来より工事事故の防止に努めているところであるが、平成12年度の工事事故が、表－1のとおり局内全体で138件（死亡6名）発生し、過去最多の件数を記録した。特に、平成13年3月3日および8日には建設機械の稼動に関する死亡事故が2件発生し、3名が死亡したものである。この事態を重く受けとめ、建設機械の稼動に関するオペレーションエラーの撲滅を目的とした関東地方整備局長を委員長

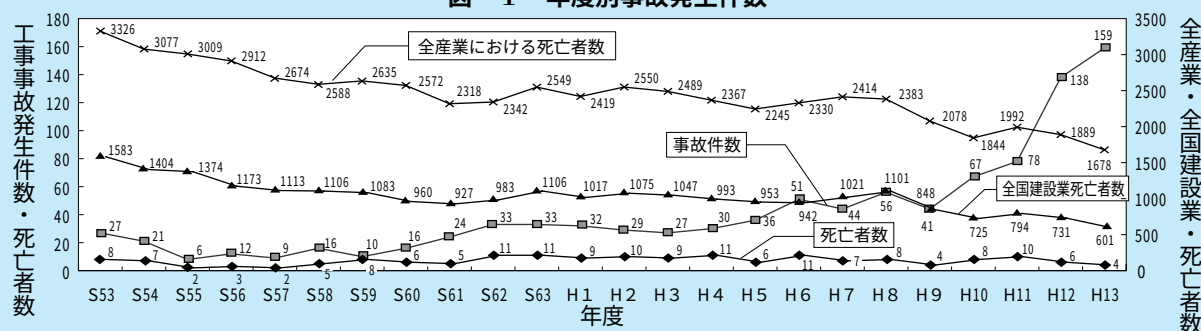
とする「関東地方整備局工事安全緊急対策委員会」を設置した。平成11年度と平成12年度の事故発生状況を踏まえ緊急に対策をとりまとめ、ただちに行動計画を策定実施することとした。

平成11年度と平成12年度の発生状況を比較すると、

- ・建設機械の稼動に関連した人身事故が増加（5件、1名死亡→15件、5名死亡）
- ・架空線・地下埋設物件等の損傷事故が大きく増加（6件→44件）
- ・誘導員の合図なしでのバックによる事故、現道上のもらい事故・第三者の不注意による事故は、（社）日本道路建設業協会との連携による取り組みなどにより減少（18件、6名死亡→12件、1名死亡）

以上の内訳での事故の増加、かつ、重大事故を考慮し、「関東地方整備局工事安全緊急対策委員会」において、表－2のとおり平成13年度の工事事故防止のために「平成13年度 重点的安全対策」を定め、管内関係工事事務所への通知、関係業団

図－1 年度別事故発生件数



※地方整備局の発生件数は、平成10年度までは旧関東地建分のみ。（以下同じ）

※全産業・全国建設業死亡者数：厚生労働省労働基準局安全衛生部資料

全発生件数									
表－１ 関東地方整備局管内の工事事故									
	平成11年度			平成12年度			平成13年度		
	工事 事故 件数	左記の内		工事 事故 件数	左記の内		工事 事故 件数	左記の内	
		工事関係者 事故件数	公衆損害 事故件数		工事関係者 事故件数	公衆損害 事故件数		工事関係者 事故件数	公衆損害 事故件数
年度計	78	58	20	138	56	82	159	82	77
	死亡者10人，負傷者68人			死亡者6人，負傷者72人			死亡者4人，負傷者89人		

表－２ 平成13年度 重点的安全対策

平成13年4月
関東地方整備局

Ⅰ．建設機械の稼働に関連した人身事故の防止

①バックホウ、ハンドガイド式除草機械などの建設機械による法面での作業は、転倒・滑落の危険があるので十分注意すること。また、建設機械の方向転換については、事前に現地状況を確認のうえ、極力平坦な場所の指定を行うこと。

②現道上等における高所作業車のアーム操作にあたっては、合図者を配置し、その指示に従うこと。

Ⅱ．架空線・地下埋設物件等損傷事故の防止

①バックホウ・ダンプトラックなどの建設機械を移動するときは、必ずアーム・荷台を下げること。

（「アーム・荷台を上げたまま移動しない」ワッペン貼付）

②地下埋設物件については、事前の試掘等により確認するとともに、埋設物を確認するまでは基本的に手掘りにより慎重に施工すること。

Ⅲ．誘導員と運転手の連携の徹底による事故の防止

①バックホウ・ダンプトラック等の建設機械は、誘導なしではバックしないこと。（「誘導無しではバックしない」ワッペン貼付）

Ⅳ．現道上のもらい事故・第三者の不注意による事故の防止

①体感マット、クッションドラム、交通誘導ロボット等の設置により、安全性の向上を図ること。

②有資格交通誘導員等を配置し、交通整理員・誘導員の質の向上により事故の防止を図ること。

〔発注者の実施事項〕

重点的安全対策については、次の各段階で極力事務所長または副所長が参加し、内容説明・注意喚起を行うこと。

①施工計画書受理時における説明

②工事現場における施工状況把握、安全パトロール等における説明

③工事安全協議会における説明

なお、①、②、については、適宜、下請に対しても伝わるよう実施することが望ましい。

〔請負者の実施事項〕

①重点的安全対策については、請負者として特に留意し、施工計画を立案する際に参考にするとともに、ミーティング時等に請負者からオペレーター・作業員への直接指導等を行うこと。

②資材搬入業者の運転手等に対しても、その都度、請負者から指導を行うこと。

体への協力依頼を行い、工事安全対策の一層の向上に努めてきたところである。

2. 平成13年度 関東地方整備局管内の工事事故の発生状況

「平成13年度 重点的安全対策」として取り組んで来たところであるが、平成13年度の工事事故

は、表－１のとおり、局内全体で159件、負傷者89名、死亡者4名となり、過去最多の件数を更新した。

・発生件数は159件、昨年度に比べ＋21件

・死亡者は4名、昨年度に比べ－2名

・負傷者は89名、昨年度に比べ＋17名

となっている。

3. 「平成13年度 重点的安全対策」の効果

「平成13年度 重点的安全対策」を管内関係工事事務所および関係業団体と連携し推進してきた。その実施事項の発生状況（表－3）と効果は下記のとおりである。

（1）建設機械の稼動に関連した人身事故の防止

- ・平成12年度15件（4件，5名死亡），平成13年度17件（1件，1名死亡）
- ・高所作業車のアーム操作による事故は0件である。
- ・バックホウ・ハンドガイド式除草機械などの建設機械による法面での作業で転倒，滑落については，バックホウ転倒が1件，ハンドガイド式除草機械が0件となって昨年度と比べ重大事故が減っているが，バックホウの用途外使用，建設機械の作業半径立入禁止区域での作業員の接触が依然多い。

（2）現道上のもらい事故・第三者の不注意による事故

- ・平成12年度11件（1件，1名死亡），平成13年度14件（1件，1名死亡）
- ・第三者による前方不注意，脇見運転，飲酒運転により交通誘導員，作業員のもらい事故による

負傷事故が昨年に引き続き発生している。誘導ロボットの活用や，一般車両の突込みにより身の危険を感じたら制止させようとせず退避するなどの徹底が必要である。

（3）建設機械の誘導員の合図なしでのバックによる事故

- ・平成12年度1件，平成13年度2件（1件，1名死亡）

（社）日本道路建設業協会との連携による「誘導なしではバックしない」の効果により，平成11年度7件（3件，3名死亡）から件数は減となっているが，平成14年2月1件，3月1件と年度末に近づいて発生しており，事故が発生すると直ちに重大事故に結びつくため，注意喚起の徹底が必要である（写真－1ステッカー貼付）。

写真－1 ステッカー



（4）架空線・地下埋設物件等損傷事故の防止

- ・バックホウ・ダンプトラックなどの建設機械を移動するときは，必ずアーム・荷台を下げる（写真－2ステッカー貼付）。効果として，平成12年度の事故20件，平成13年度の事故15件

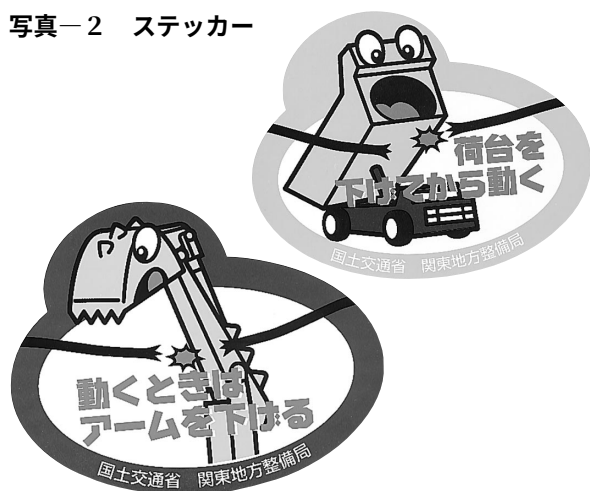
表－3 平成13年度 重点的安全対策の実施事項の発生状況

（単位：件）

工事事故	平成11年度	平成12年度	平成13年度
工事関係者事故	57（9件9名）	56（5件6名）	82（4件4名）
建設機械の稼動に関連した人身事故	5（1件1名）	15（4件5名）	17（1件1名）
現道上のもらい事故・第三者の不注意による事故	11（3件3名）	11（1件1名）	14（1件1名）
墜落	16（1件1名）	11	18（1件1名）
一般車両による転倒，下敷，接触，衝突等	5	3	4
建設機械の誘導員の合図なしでのバックによる事故	7（3件3名）	1	2（1件1名）
その他	14（2件2名）	15	27
公衆損害事故	20	82	77
架空線・標識等損傷	3	20	15
地下埋設物件損傷	3	24	33
その他	14	38	29
計	78（10件10名）	138（5件6名）	159（4件4名）

（ ）内は死亡事故

写真－2 ステッカー



と－5件と減少したが、依然、アーム・荷台を上げたままの移動により架空線、標識等の損傷が多く、平成13年度において、建設機械の回送時に3.8m以上（許可が必要）の高さで一般公道を走行し、公共施設である歩道橋を破損させた事故が2件発生しており、現場内から現場外に出る車両については工事現場の出口に簡易門型の設置やポール等による高さの確認が必要である。

- ・地下埋設物件については、平成12年度の事故24件、平成13年度の事故33件と＋9件と増加しているものの、占用台帳の確認、事前調査、試掘、占用企業者との立ち会い、手掘掘削など慎重に作業が実施されるように効果はでてきており、占用企業者の台帳の記載もれ、埋設位置の場所や高さのズレによるものが増えてきている。しかし、水道管を露出させてから水道管周辺を手掘りで行わず建設機械での破損等最後までの安全管理の詰めがあまい事故も多い。また、平成13年度において、インターネットプロバイダー契約29,000件の光ケーブルを金ノコにより損傷している事故があり、光ケーブル埋設物件の切断、損傷は社会的影響が大きく特に注意が必要である。

4. まとめ

以上のように、「平成13年度 重点的安全対策」

を実施してきた。現在、平成14年度の工事事故防止のため、「平成14年度 重点的安全対策」を作成中であるが、平成13年度の工事事故発生状況を踏まえ、「平成13年度 重点的安全対策」を引き続き「平成14年度 重点的安全対策」として請負者へ内容説明・注意喚起を行っていく。

また、平成13年度において、事故が多発し、かつ、重大な事故になる「重機災害」「公衆損害事故」については13年度に引き続き一層の安全対策の推進が望まれることから、重点的安全対策を充実して請負者へ内容説明・注意喚起を行っていくものである。

平成14年度の重点的安全対策（追加）（案）

- (1)架空線・地下埋設物件損傷事故の防止（平成13年度75件）

「地下埋設物件の調査・防護等について発注者から占用企業者へ照会兼立会の完全実施の通知をだす。」

「重機・ダンプトラック回送時の高さを簡易門型・ポール等でチェックし出場させる。」

- (2)建設機械の稼動に関連した人身事故の防止（平成13年度16件）

「建設機械の転倒・下敷き等に対する安全対策」

（「ミニバックホウ等の転倒に対する安全対策」傾斜警報装置・運転手保護構造を採用したモデル工事の実施）

アスファルト舗装工事の事故防止（平成13年度48件）

日本道路建設業協会の平成14年度安全対策計画と連携し、事故防止に努める。

以上の項目を踏まえ、「関東地方整備局工事安全対策委員会」において、「平成14年度 重点的安全対策」を早急に定め、管内関係工事事務所への通知、関係業団体への協力依頼を行い、事故防止の徹底を図り工事の安全確保に努めていくところである。